

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千九百十万円減少して一千万円とし、資本準備金の額を一億四千八百五十万円減少して金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十三日

兵庫県加古郡稲美町加古字上新田前一九〇番地の四

有限会社UNIVERSAL FINE

取締役 高垣 昇一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十月二十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式百株を十万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月十三日

東京都渋谷区神南一丁目一 一番四号

株式会社かわつよ

代表取締役 川上 慶士

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十三日

東京都中央区築地三丁目一 二番一 号

株式会社マリン・アドベンチャー

代表取締役 上山 洋平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十三日

東京都大田区大森北一丁目一 番一〇号大森シティビル九F

代表取締役 江崎 史敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十三日

新潟県小千谷市東栄三丁目四番五号

小杉土建工業株式会社

代表取締役 小杉 尚志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十三日

山口県防府市大字浜方二七番地の一

三田尻化学工業株式会社

代表取締役 山田 浩文

限定承認公告

本籍長野県飯田市中央通り四丁目一二番地、最後の住所東京都八王子市曙町一丁目三五番一〇一九〇三号 被相続人 亡 金田 忍

右被相続人は令和八年七月五日頃死亡し、その相続人は令和八年十月二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都八王子市明神町四一七 一四 八王子ONビル八階

八王子合同法律事務所

限定承認者 足立 イネ

代理人弁護士 尾林 芳匡

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中区東外堀町六五番地、最後の住所愛知県名古屋市中区東外堀町二〇番地の三 被相続人 亡 都築 眞

右被相続人は令和八年八月十二日死亡し、その相続人は令和八年九月二十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

愛知県名古屋市中区東外堀町二〇番地の三

相続財産清算人 都築あけみ

限定承認公告

本籍山口県下関市一の宮町二丁目一二番、最後の住所山口県下関市秋根西町二丁目一〇番二〇号 被相続人 亡 山中 俊樹

右被相続人は令和八年十月五日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

山口県下関市秋根西町二丁目一〇番二〇号

相続財産清算人 山中 淳子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資証券三万六千七百口を消却することにしたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十一月十六日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一 二〇 一 号

蒲田・ホテル・インベストメント特定目的会社

取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を九億五千九百二十万円減少して三千四百九十八万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十月十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七 一〇〇六号

PJMF Investments 特定目的会社

取締役 菊地 耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を五億六千九百八十五万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.web-kokoku.jp/11092/11092.html>

令和八年十月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Virgo 特定目的会社

取締役 福永 隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億二千六百万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axes/0059/index.html>

令和八年十月十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一 号

Terra 特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億六千七百万円減少し、金三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asg-epn.jp/ir/0001034/a5m7>

令和八年十月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一 二〇 一 号

蒲田・ホテル・インベストメント特定目的会社

取締役 栗国 正樹

訂正公告

令和八年十月二日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を五億九千九百十五万九千二百三十二円減少する」とあるは「資本金の額を五億九千九百十五万九千二百三十二円（うち資本準備金とする額二億六千六百四十八万七千三百六十円）減少する」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月十三日

札幌市北区北十条西三丁目一番地一

株式会社MJOLNIR SPACIEWORKS

代表取締役 米倉 一男

正 誤

ページ 段 行 誤 正

令和八年九月十日（号外第二百二号）公布財務省令第五十九号（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一 下 二 百 三 十 七 条 第 百 三 十 七 条